

掛川市告示第82号

掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年6月1日

掛川市長 松 井 三 郎

受益者負担金を賦課しようとする区域

1 掛川処理区

上張の一部、掛川の一部、葛川の一部、喜町の一部、仁藤の一部、仁藤町の一部、駅前の一部、長谷の一部及び高御所の一部

2 大東処理区

大坂の一部、国包の一部、浜野の一部、千浜の一部、三俣の一部及び浜川新田の一部（公共マスを設置した区域に限る。）

3 大須賀処理区

西大淵の一部、大淵の一部、洋望台の一部、横須賀の一部及び沖之須の一部（公共マスを設置した区域に限る。）